

地方独立行政法人 大阪健康安全基盤研究所 中期目標（案）の策定

日本有数の規模と実績を有する2つの地方衛生研究所である大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所が統合し、新たに地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「新研究所」という）が平成29年4月に発足する予定である。中期目標（案）の策定にあたっては、日本を代表する地方衛生研究所として、研究所が果たすべき役割・機能や状況変化（改正感染症法、大阪市会における附帯決議や、府市両議会における知事・市長答弁）を十分に踏まえ、中期目標に反映していく。

中期目標（素案）へ反映

①改正感染症法

- ◆情報収集体制の強化
- ◆検査の実施体制
- ◆緊急時における検体の採取・提出等

②附帯決議（市会）

- ◆人材育成・承継や設備投資によるこれまで以上の機能強化
- ◆法人化後も大阪市として必要な検査等が確実に実施される制度の構築等

③知事・市長答弁

- ◆両研究所の統合・地独法人化による研究所機能の強化
- ◆東京都健康安全研究センターに匹敵する西日本の拠点となる研究所の設立等

中期目標の検討課題

改正感染症法関係(H28.4.1施行)

<改正趣旨>

最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延を防止するため、中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設等の措置を講ずるものであること。(厚生労働省通知平成26年11月21日健発1121第3号)

<改正内容>

～「感染症に関する情報収集体制の強化について」
(厚生労働省H 27年5月29日資料より作成)～

◆感染症に関する情報の収集体制の強化

(改正感染症法第15条、16条の3、26条の3、26条の4、44条の7)

○知事(緊急時は厚労大臣)は、全ての感染症の患者等に対し検体の採取等に応じること、また、医療機関等に対し保有する検体を提出すること等を要請できる旨の規定を整備。

◆検査の実施体制(改正感染症法の施行に伴う省令改正)

- 病原体検査を行うために必要な検査室の設置
 - 検査部門責任者および信頼性確保部門責任者の独立した設置
 - 検査の実施に当たり必要となる標準作業書の作成、定期的な信頼性確保業務(※)の実施
- ※検査従事者の技能水準の点検(内部・外部)、職員の教育・研修など、検査の信頼性を適正に保つための業務

附帯決議(大阪市会)(H28.3.29)

<附帯決議(全文)>

統合して発足する地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所及び大阪市立環境科学研究センターの運営にあたっては、以下の事項を遵守すること。

1. 人員及び予算については、市民の命と健康が守られるよう十分に確保すること。
2. 人材を育成・継承し、設備投資を行い、これまで以上に機能強化を図ること。
3. 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所にかかる大阪府・市の財政負担割合については、今後は、組織変更に応じた負担割合とすること。
4. 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所については、本市の地方衛生研究所として位置づけられているので、本市として必要な検査・調査・研究等が確実に実施される制度を構築すること。
5. 健康危機事象発生時及びその他市長が必要と認める場合は、市長の指示のもとに十分に対応すること。
6. 検査機器や建物の使用等にあたっては、十分に連携を図り、円滑に実施すること。
7. 今後制定する中期目標において上記1～6を反映させ、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所との協定書締結等、制度的な担保を行うこと。

※下線部分は行政への指示となるため中期目標に反映しない。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標の修正ポイント

平成25年9月府議会で可決された中期目標	修正ポイント
<p>(前文)</p> <p>大阪府立公衆衛生研究所は昭和35年に、大阪市立環境科学研究所は昭和49年に、それぞれ明治期に創設された衛生検査機関を母体として設立された。以来、公衆衛生に係る検査・研究等を行い、また、健康危機事象の発生に際しては、公衆衛生行政を科学的かつ技術的に支援する中核組織として、住民の健康を守るという公的使命を果たしてきた。</p> <p>人の交流や物流等のあらゆる面でグローバル化が進む現代において、住民が直接口にし、あるいは接触する多種多様な食品や生活用品等の安全性を確保し、また、時に国境を越えて広がる感染症から住民を守るためには、地方衛生研究所においても、地域の枠にとらわれることなく、視野を広く持った、より柔軟な活動が求められる。このような観点から、<u>平成26年4月、これまでの使命を継承しながら</u>大阪府及び大阪市の二つの研究所を統合することにより、それぞれが有する特色を生かし、また、法人としての裁量及び創意工夫に基づいて公衆衛生を巡る諸問題に柔軟に対応し、将来にわたって効率的な運営をすることにより、住民に対して提供するサービスをより一層向上させることを目指し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下「研究所」という。)を発足させることとなった。</p>	<p>修正ポイント</p> <p>【修正ポイント①】 <u>法人設立時期については、平成29年4月に向けて検討を進めるため、修正が必要。</u></p>



平成25年9月府議会で可決された中期目標	修正ポイント
<p>研究所が、その定款第1条に規定された「公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与する」という目的を果たすため、大阪府及び大阪市は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第25条第1項の規定により、以下のとおり中期目標を定め、これを同目標の期間に達成するよう研究所に対し指示する。</p> <p>第1 中期目標の期間 <u>平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。</u></p>	<p>【修正ポイント②】 ②中期目標期間(開始～終了)の変更が必要。</p>

平成25年9月府議会で可決された中期目標	修正ポイント
<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。</p> <p>1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化</p> <p>(1) 健康危機事象対応能力の強化</p> <p>健康危機事象発生時における対応能力の強化に努め、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命及び健康の安全を脅かす事態の未然の防止や発生の際における被害の拡大防止のため、行政に対する科学的かつ技術的な支援を迅速かつ的確に行うこと。</p>	<div data-bbox="1160 284 2027 957" style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p>【修正ポイント③】</p> <p><u>28年3月市会の附帯決議関連で修正が必要か。</u></p> <p>・附帯決議2 「人材育成・継承、設備投資、さらなる機能強化」 例えば、「<u>研究所に必要な人材の確保と能力開発、施設や検査機器の維持向上に努め、機能を強化する</u>」といった記述が必要か。</p> <p>・附帯決議4 「市として必要な検査・調査・研究などの確実な実施」 例えば、「<u>府市共同設置の地方衛生研究所として府及び市が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施されるよう体制を確保する</u>」といった記述が必要か。</p> <p>・附帯決議5 「市長からの指示への対応」</p> </div> <div data-bbox="1160 1029 2027 1268" style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px;"> <p>【修正ポイント④】</p> <p><u>附帯決議を受けて、知事・市長からの指示への対応について、明記する必要がある。</u></p> <p>・附帯決議5 「市長からの指示への対応」</p> </div>



平成25年9月府議会で可決された中期目標	修正ポイント
<p>(2) 試験検査機能の充実 研究所に蓄積された知見、人材、機器等の資源を最大限に活用し、公衆衛生に係る試験検査を効率的かつ正確に実施すること。</p>	<p>【修正ポイント⑤】 ・附帯決議4 「市として必要な検査・調査・研究などの確実な実施」</p> <p>【修正ポイント⑥】 国立研究機関とのネットワークの活用が必要。</p> <p>【修正ポイント⑦】 改正感染症法を踏まえた修正が必要。</p>
<p>(3) 調査研究機能の充実 公衆衛生における多様な社会的ニーズや住民の関心を十分に把握し、検査方法の開発及び改良や健康危機事象への対応能力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘及び解決のための調査研究等に取り組むこと。</p>	<p>【修正ポイント⑧】 国立研究機関とのネットワークの活用が必要。</p>



平成25年9月府議会で可決された中期目標	修正ポイント
<p>① 調査研究課題の設定 取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。</p> <p>② 調査研究の推進 社会的ニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新かつ高度な技術や知見の習得に努めること。健康危機事象への対応に関することや地域特有の課題等、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施することができる体制を整備する等の取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内外を問わず他の研究機関との連携を強化すること。</p> <p>③ 調査研究資金の確保 競争的外部研究資金の獲得や民間企業との共同研究等、調査研究に必要な資金の確保に努めること。</p> <p>④ 調査研究の評価 調査研究課題については、社会的ニーズに対する適合性、予算や方法の妥当性、得られた成果の公衆衛生施策への反映等の項目について、外部の視点も交えた評価を行い、評価結果を調査研究の質の向上のために有効に利用すること。</p>	



平成25年9月府議会で可決された中期目標	修正ポイント
<p>(4) 公衆衛生情報の収集・解析・提供業務の充実 公衆衛生情報の収集・解析・提供に関する機能を充実させるとともに、疫学調査活動への協力等、地域保健対策に係る支援の充実を図ること。 住民に対して提供するサービスの観点から、食の安全や感染症、生活衛生等に関する知見等、試験検査や調査研究活動等を通じて得られた情報は、住民が容易に理解でき、住民生活に役立てられるように工夫して積極的に広報することにより、住民の健康増進及び生活の安全確保に貢献すること。</p> <p>(5) 研修指導体制の強化 地域の保健所等の行政機関の職員をはじめ、国内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係る知識及び技術力等のレベルの向上に寄与するように努めること。</p>	<p>【修正ポイント⑨】 現状において実施できていない「情報の解析」について、削除する。</p>



平成25年9月府議会で可決された中期目標	修正ポイント
<p>3 新たな事業展開 <u>地方独立行政法人への移行を契機とし、より幅広い視野から、研究所の有する人的及び物的な資源を活用して、公衆衛生行政の実施主体である自治体や産学官関係機関等に対し研究所が有する技術及び知見を提供し、住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するように努めること。</u></p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 業務運営の改善</p> <p>(1) 組織マネジメントの実行 法人運営の責任体制を明確にし、絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康増進及び生活の安全確保に資するよう効率的かつ効果的に業務運営を行うこと。</p> <p>(2) 事務処理の効率化 事務書類の簡素化や各種の情報処理システムの導入、定型的な業務で外部委託が可能なものについては委託を進める等、事務処理の効率化を図ること。</p>	<p>【修正ポイント⑪】 <u>改正感染症法をはじめ、地衛研に関わる各法令とも照らした修正が必要かなど全文について修文を検討する必要がある。</u> (例：疫学調査、情報発信、研修機能など)</p>

平成25年9月府議会で可決された中期目標	修正ポイント
<p>(3) 組織の最適化 想定される新たな健康危機事象への対応及び業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性及び業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。特に、大阪市東成区及び天王寺区に所在する2施設に分散する組織内の連携が十分に行われるように配慮し、その最適化を図ること。</p> <p>(4) 検査・研究体制の強化 検査結果の信頼性の確保並びに研究の企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、質の高い試験検査及び調査研究業務を実施すること。</p> <p>(5) 適正な料金設定 利用料金については、受益者負担の原則を踏まえ、適正に設定すること。</p> <p>2 職員の能力向上に向けた取組 社会的ニーズに基づき、長期的展望に立って優秀な人材を確保し、その育成及びモチベーションの向上に努めること。</p>	<p>【修正ポイント⑫】 施設のあり方検討の方向性にも合致するよう修正が必要。</p> <p>【修正ポイント⑬】 改正感染症を踏まえた修正が必要。</p> <p>【修正ポイント⑭】 附帯決議2「人材育成等」を踏まえた修正が必要。</p>



平成25年9月府議会で可決された中期目標	修正ポイント
<p>(1) 研修制度の確立 個人や組織として蓄積された技術の継承や新たな技術及び知見の習得を十分に行う等、職務遂行能力の向上が図られるように人材の育成に取り組むこと。</p> <p>(2) 人事評価制度の確立 職員の適正な人事評価を行い、勤務意欲と能力の向上を図ること。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項 収支のバランスを常に意識し、固定的経費の抑制に努め、また、職員のコスト意識を醸成する等により予算を効率的に執行すること。</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項 1 施設及び設備機器の活用及び整備 社会的ニーズに的確に応えていくため、施設及び設備機器類を適正に管理し有効に活用するとともに、それらの計画的な整備に努めること。なお、大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所を統合する効果を発揮することができるよう、施設の在り方について早期に考え方を示すこと。</p>	<p>修正ポイント</p> <p>【修正ポイント⑮】 施設のあり方検討の方向性にも合致するよう修正が必要。</p> <p>【修正ポイント⑯】 附帯決議6「検査機器や建物の使用等にあたっては、十分に連携を図り、円滑に実施する」を踏まえた修正が必要。</p>



平成25年9月府議会で可決された中期目標	修正ポイント
<p>2 安全衛生管理対策 職員が安全かつ快適な労働環境で業務に従事することができるよう、安全対策の徹底と事故防止に努めること。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮することができるようにすること。</p> <p>3 環境に配慮した取組の推進 環境に配慮した業務運営に努めること。</p> <p>4 コンプライアンスの徹底 法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行すること。また、個人情報や企業活動に関する情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理すること。</p> <p>5 情報公開の推進 法人運営に関して透明性を確保するため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること</p>	